

令和6年第2回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和6年6月13日午前8時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	井 溪 港 斗	2番	栗 田 八 郎
3番	平 田 美 穂	4番	松 井 孝 恵
5番	山 本 哲 也	6番	正 垣 耕 平
7番	家根谷 美智子	8番	中 井 照 恵
9番	吉 本 和 広	10番	谷 端 清
11番	樫 木 正 行	12番	大 石 哲 雄

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局 長 樫 山 裕 子 主 幹 山 根 愛

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町 長	奥 田 誠	副 町 長	山 本 敏 章
教 育 長	宮 内 一 裕	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	笠 松 昭 宏
総 務 課 長	十 河 貴 子	総 務 課 副 課 長	目 良 大 敏
振 興 課 長	平 尾 好 孝	振 興 課 副 課 長	山 根 康 生
税 務 課 長	芝 健 治	税 務 課 副 課 長	小 倉 一 仁
住 民 課 長	三 浦 誠	住 民 課 副 課 長	笠 松 由 希
福 祉 課 長	木 村 陽 子	福 祉 課 副 課 長	平 岩 晃
福祉課副課長	坂 本 真理子	長 寿 課 長	宮 本 真 里
建 設 課 長	谷 本 和 久	建 設 課 副 課 長	樫 本 貴 寿

上下水道課長	谷 本 誠	上下水道課 副 課 長	陸 平 将 史
教育委員会 事務局 長	瀬 田 和 哉	教育委員会 事務局 副局長	吉 田 忠 弘
教育委員会 事務局 学校 給食センター 所 長	芦 口 正 史		

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 4 号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第 5 承認第 5 号 令和 6 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 6 議案第 4 7 号 上富田町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 4 8 号 令和 6 年度上富田町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議案第 4 9 号 令和 6 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 5 0 号 令和 6 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 0 議案第 5 1 号 工事請負契約の締結について（令和 6 年度 第 1 号 スポーツセンター等管理事業 上富田スポーツセンター多目的グラウンドAコート人工芝改修工事）
- 日程第 1 1 議案第 5 2 号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

△開 会 午前 8 時 5 7 分

○議長（松井孝恵）

皆さん、おはようございます。

令和 6 年第 2 回定例会を開会するに当たりまして、議員各位のご出席をいただき、開会できますことを厚く御礼申し上げます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和 6 年第 2 回上富田町議会定例会を開会いたします。

日程に入るに先立ちまして、本町では 5 月から 10 月末までをクールビズ期間としております。本町議会においても、期間中はノーネクタイで会議することとし、また町のポロシャツの着用も許可してございますので、ご理解をお願いいたします。

また、暑いときには、議長の判断により上着を取ることを許可しております。本日は上着を取っていただいても結構です。当局の方も上着を取っていただいても結構です。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 8 時 5 8 分

再開 午前 9 時 0 4 分

○議長（松井孝恵）

再開します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（松井孝恵）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において 12 番、大石哲雄君、1 番、井浜港斗君を指名いたします。

△日程第 2 会期の決定

○議長（松井孝恵）

日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月26日までの14日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月26日までの14日間に決しました。

△日程第3 諸般の報告

○議長（松井孝恵）

日程第3 諸般の報告をさせます。

議会事務局長、樫山裕子君。

○事務局長（樫山裕子）

諸般の報告をいたします。

令和6年3月定例会以降の議員活動並びに地方自治法第121条の規定により出席要求した6月定例会の説明員については、お手元に配付しています。

次に、本定例会の一般質問の通告の締切りにつきましては、本日6月13日午後3時までとなっていますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（松井孝恵）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和6年第2回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも誠にお忙しい中ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて深く感謝申し上げます。

初めに、令和5年度の一般会計の決算についてご報告いたします。

令和5年度は、これまでの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及びこの交付金から移行した物価高騰対応地方創生臨時交付金を財源とする事業を実施いたし

ました。その他、防災行政無線戸別受信機の整備や岡地区の公園整備などの事業を実施しております。

決算の状況としましては、財政調整基金や減債基金を取り崩すことなく、事業を実施することができました。これも税収の確保や行財政改革に職員一丸となって取り組んだ成果が表れたものと評価しているところであります。

しかしながら、ごみ処理など広域行政で行う事業への準備や、公共施設の維持管理に伴う財源の確保、子ども医療費の無償化などの子育て支援の拡充、扶助費をはじめとする社会保障費及び人件費などの経常経費の増額などが今後の課題となってまいります。引き続き、限られた財源を最大限有効に活用し、堅実な行財政運営に努めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、本定例会に提出し、ご審議をお願いします議案につきましては、専決処分の報告1件、専決処分の承認1件、議案として、条例の一部改正1件、令和6年度上富田町一般会計・特別会計補正予算2件、令和6年度上富田町水道事業会計補正予算1件、工事請負契約の締結について1件、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について1件の合計8件であります。

なお、追加議案として、上富田町教育委員会教育長の任命について、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について2件の合計3件の人事案件を本定例会に提出させていただきますので、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、一般会計・特別会計及び水道事業会計補正予算につきまして、概略を説明させていただきます。

議案第48号、上富田町一般会計補正予算（第2号）では、補正前の額に6億3,659万3,000円を追加し、予算総額を85億2,785万5,000円と定めております。主な事業としまして、防災対策費ではトイレトラック購入費を措置しております。このトラックは長さ約7メートルの3トントラックで、普通トイレ4室と多機能トイレ1室の設備を有するものでございます。

災害時のトイレ対策として、能登半島地震の際にも避難所等へトイレトレーラーの派遣実績のある災害派遣トイレネットワークに参加し、相互派遣ができる体制を整えてまいりたいと考えてございます。

次に、令和6年度実施の定額減税において、減税し切れないと見込まれる方への定額減税補足給付金事業費、令和6年度新たに住民税が非課税となる世帯への給付金事業費、同じく住民税均等割のみ課税世帯への給付金事業費を措置しています。

小学校管理費では、町内の小学校5校の体育館の空調設備設置工事に係る監理委託料及び工事請負費を措置しております。近年の気象状況を鑑み、安心して授業や行事がで

きる環境整備及び災害時における避難所としての環境改善を図ってまいります。

次に、議案第49号、令和6年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）では、補正前の額に385万円を追加し、予算総額を19億5,288万5,000円と定めております。補正予算の内容としまして、社会保障・税番号制度改正に伴うシステム改修委託料を措置しています。

次に、議案第50号、令和6年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）では、補正前の額に2,558万3,000円を追加し、支出予算総額を収益的支出、資本的支出合わせて9億1,955万9,000円と定めています。加圧式給水車を購入し、災害時などの緊急時における給水体制を強化してまいります。

今回の補正予算については、防災対策に重点を置いた予算編成となっております。詳細につきましては、担当課長、副課長より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

△日程第4 報告第4号

○議長（松井孝恵）

これより、日程第4 報告第4号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

当局より報告内容の説明を求めます。

建設課副課長、樫本貴寿君。

○建設課副課長（樫本貴寿）

よろしくお願いいたします。

私からは、報告第4号についてご説明申し上げます。

1ページをお願いします。

報告第4号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第2項の規定により、これを報告する。

記。

専決第7号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について。

令和6年6月13日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第7号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

1、和解の相手方は、記載のとおりであります。

2、事件の概要。

令和6年4月4日午前9時30分頃、和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の町道一乗寺汗川線にて、町道に設置しているカーブミラーのミラー部分が強風により落下し、駐車していた相手方の車両を損傷する。

3、和解の内容。

(1) 町は、本件に伴う損害賠償として、全国町村会総合賠償補償保険により保険会社から17万円を相手方に、レンタカー費用1万5,000円をレンタカー業者に支払う。

(2) 相手方と町の間、本件について、(1)に掲げる損害賠償のほか何ら債権債務がないことを相互に確認する。

令和6年5月20日専決、上富田町長奥田誠。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（松井孝恵）

説明が終わりました。

これより、報告第4号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

本件は、議会の委任による専決処分であり、承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

△日程第5 承認第5号～日程第11 議案第52号

○議長（松井孝恵）

次に、日程第5 承認第5号、令和6年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）から日程第11 議案第52号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてまで7件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

建設課長、谷本和久君。

○建設課長（谷本和久）

よろしくお願いいたします。

私からは、承認第5号についてご説明申し上げます。

3ページをお願いします。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第8号、令和6年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）。

令和6年6月13日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第8号、令和6年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）。

令和6年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,240万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,184万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

一時借入金の補正。

第2条、一時借入金の借入れの最高額に5,000万円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を8,000万円とする。

令和6年5月31日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

2款諸収入、1項収益事業収入及び雑入、補正前の額に7,240万2,000円を追加し、1億2,172万2,000円。

歳入合計では、補正前の額に7,240万2,000円を追加し、1億2,184万4,000円と定めてございます。

歳出でございます。

2款公債費、1項公債費、補正前の額に56万3,000円を追加し、101万3,000円。

3款前年度繰上充用金、1項前年度繰上充用金、今回新たに7,183万9,000円を計上しております。

歳出合計では、補正前の額に7,240万2,000円を追加し、1億2,184万4,000円と定めてございます。

次の6ページから8ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきまして、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

9ページ、10ページをお願いします。

2、歳入です。

2款諸収入、1項収益事業収入及び雑入、1目宅地造成事業収入、補正前の額に7,240万2,000円を追加し、1億1,956万円。計としまして、補正前の額に7,240万2,000円を追加し、1億2,172万2,000円と定めてございます。

3、歳出です。

2款公債費、1項公債費、1目利子、補正前の額に56万3,000円を追加し、101万3,000円、一時借入金利子となつてございます。

3款前年度繰上充用金、1項前年度繰上充用金、1目前年度繰上充用金、今回新たに7,183万9,000円を計上しております。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

福祉課副課長、平岩晃君。

○福祉課副課長（平岩 晃）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第47号についてご説明を申し上げます。

議案書11ページをお願いいたします。

議案第47号、上富田町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和6年6月13日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が改正され、保護命令に関する条文が改正されたことにより、ひとり親家庭医療費の対象範囲を変更するため、本案を提出するものです。

次のページをお願いいたします。

上富田町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項第7号中「第10条第1項の規定による」を「に基づく」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

次の13ページには、新旧対照表を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次の14ページをお願いいたします。

参考資料といたしまして、上富田町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正の要旨です。こちらでご説明いたします。

1、改正の趣旨。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が改正され、第10条「保護命令」が、第10条「接近禁止命令等」と第10条の2「退去等命令」に改正されたことにより、ひとり親家庭医療費の受給対象要件を変更するため、本案を提出する。

2、改正の内容。

保護命令に関する受給対象要件を同法律第10条第1項の規定によるものから、同法律に基づくものとして、包括的に規定されるよう改正する。

説明といたしまして、このひとり親家庭医療費につきましては、上富田町本条例におきまして、対象となる配偶者のいない男子または女子について、死別し、現に婚姻をしていないもののほか、これに準ずるものとして幾つかの要件がございます。

その中に、配偶者に対して付きまとうといったような一定の行為を裁判所が禁止した保護命令の申立てを行ったものについても対象とする規定がございますが、今回、当該法律の改正により、保護命令の発令の対象が「接近禁止命令等」と「退去等命令」に分けられ拡大されたこと、それに伴い改正されました和歌山県ひとり親家庭医療費補助金交付要綱の改正内容にも沿った表記とするため、本条例を改正するものです。

3の施行期日には、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するとしてございます。

以上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

総務課副課長、目良大敏君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第48号についてご説明いたします。

15ページをお願いいたします。

議案第48号、令和6年度上富田町一般会計補正予算（第2号）。

令和6年度上富田町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億3,659万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億2,785万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年6月13日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入です。

15款国庫支出金では、補正前の額に2億5,283万1,000円を追加し、12億2,794万5,000円と定めております。

16款県支出金では、補正前の額から95万2,000円を減額。

18款寄付金では、補正前の額に300万円を追加。

19款繰入金では、補正前の額に3,567万6,000円を追加。

21款諸収入では、補正前の額に2,903万8,000円を追加。

22款町債では、補正前の額に3億1,700万円を追加。

歳入合計では、補正前の額に6億3,659万3,000円を追加し、85億2,785万5,000円と定めております。

17ページをお願いいたします。

歳出です。

1款議会費では、補正前の額に15万7,000円を追加し、9,109万5,000円と定めております。

2款総務費では、補正前の額に1億7,914万8,000円を追加。

3款民生費では、補正前の額に1億2,113万円を追加。

4款衛生費では、補正前の額に3,590万2,000円を追加。

5款農林水産業費では、補正前の額に195万6,000円を追加。

6款商工費では、補正前の額に100万円を追加。

7款土木費では、補正前の額に200万円を追加。

9款教育費では、補正前の額に2億9,530万円を追加。

歳出合計では、補正前の額に6億3,659万3,000円を追加し、85億2,7

８５万５，０００円と定めております。

次のページをお願いいたします。

第２表 地方債補正、追加が２件ございます。

７、防災対策事業では、限度額を２，７００万円、８、学校施設整備事業では、限度額を２億９，０００万円とそれぞれ定めております。

防災対策事業につきましては、トイレトラックの購入費、学校施設整備事業につきましては、小学校における屋内運動場、空調設備設置工事に係るもので、緊急防災・減災事業債を適用するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、恐れ入りますが、お目通しいたきますようお願いいたします。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、１、総括につきましては、このページから２１ページまでは、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

内訳につきましては、歳出からご説明いたしますので、２８ページをお願いいたします。

内訳の説明につきましては、各項の科目及び補正額について、目以下につきましては、主なものについてのみご説明をいたします。

３、歳出です。

１款議会費、１項議会費では、補正前の額に１５万７，０００円を追加。

２款総務費、１項総務管理費では、補正前の額に１億７，９１４万８，０００円を追加。

２目防災対策費、１７節備品購入費では、トイレトラック購入費として２，７００万円を措置しております。

４目庁舎管理費、１２節委託料では、庁舎改修設計委託料として１，０００万円を措置。本庁舎におけるエレベーターの設置及びトイレ改修などに係る設計費用となります。

１１目定額減税補足給付金事業費（調整給付）では、定額減税可能額が減税前税額を上回る減税し切れないと見込まれる所得税、住民税の納税義務者に対し給付するもので、対象納税義務者数は約３，０００人、それと、その扶養親族約２，７００人分を見込んでおります。

事務費につきましては、システム構築委託料の３３０万円など７６１万７，０００円を措置しております。

次のページにいきまして、給付金につきましては、１億３，０００万円を措置しております。

3 款民生費、1 項社会福祉費では、補正前の額に 8, 0 4 0 万円を追加。

4 目物価高騰対応低所得世帯支援給付金事業費（新たに住民税非課税世帯分）につきましては、新たに住民税均等割が非課税となった世帯に対し、一世帯当たり 1 0 万円と 1 8 歳以下の児童 1 人当たり 5 万円を加算し給付するもので、対象世帯につきましては、3 0 0 世帯、子ども加算につきましては 3 0 人分を見込んでおります。

事務費につきましては、システム構築委託料 1 3 9 万 7, 0 0 0 円など 1 8 9 万 7, 0 0 0 円を措置。

給付金につきましては、対象世帯分及び子ども加算分で 3, 1 5 0 万円を措置しております。

その下の 5 目につきましては、新たに住民税均等割のみ課税となった世帯に対し給付するもので、こちらの対象世帯につきましては 4 0 0 世帯分、子ども加算については 1 2 0 人分を見込んでおります。

事務費につきましては、職員の時間外勤務手当や封筒の印刷、郵送代などで 7 0 万円を措置。

給付金につきましては、対象世帯分及び子ども加算分で 4, 6 0 0 万円を措置しております。

次のページをお願いいたします。

3 項児童福祉費では、補正前の額に 4, 0 7 3 万円を追加。

3 目児童措置費では、令和 6 年 1 0 月分から児童手当につきまして、支給対象年齢の引上げや第 3 子以降の手当金月額の見直しなどの拡充がなされることに伴い、システム改修費用として 1 7 9 万円、児童手当分として 3, 8 9 4 万円を追加措置しております。

4 款衛生費、1 項保健衛生費では、補正前の額に 3, 5 9 0 万 2, 0 0 0 円を追加。

2 目予防費では、新型コロナウイルスワクチンにつきまして、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴い、季節性インフルエンザワクチンなどと同じく、医療機関におきまして自己負担を伴う形での予防接種へと移行したことにより、予防接種委託料として 3, 5 1 7 万 8, 0 0 0 円を追加措置しております。

5 款農林水産業費、1 項農業費では、補正前の額に 1 5 0 万円を追加。

3 目農業振興費、1 0 節需用費では、マタニティ応援プロジェクトとして、妊娠届を提出された方に金芽米 2 0 キログラムを送る事業の金芽米購入費用として 1 5 0 万円を措置。財源につきましては、さわやか上富田まちづくり基金を充てております。

2 項林業費では、補正前の額に 4 5 万 6, 0 0 0 円を追加。こちらは炭焼き窯の再整備への補助金となっております。

次のページをお願いいたします。

6 款商工費、1 項商工費では、補正前の額に 1 0 0 万円を追加。

7 款土木費、5 項住宅費では、補正前の額に 2 0 0 万円を追加。こちらにつきましては、日ノ出住宅の払下げに向けた設計監理委託料となります。

9 款教育費、1 項教育総務費では、補正前の額に 3 0 万円を追加。

2 項小学校費では、補正前の額に 2 億 9, 0 0 0 万円を追加。こちらは小学校 5 校の屋内運動場空調設備設置に係る工事監理委託料及び工事請負費として 2 億 9, 0 0 0 万円を措置しております。

5 項社会教育費では、補正前の額に 5 0 0 万円を追加。

次のページにいきまして、7 目文化会館費、1 0 節需用費では、蓄電システムの蓄電池交換に伴う修繕料として 4 0 0 万円を措置しております。

次のページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しいたきますようお願いいたします。

それでは、歳入についてご説明をいたしますので、2 2 ページのほうをお願いいたします。

2、歳入です。

1 5 款国庫支出金、1 項国庫負担金では、補正前の額に 4, 1 2 9 万 9, 0 0 0 円を追加。こちらは児童手当の財源となります。

2 項国庫補助金では、補正前の額に 2 億 1, 1 5 3 万 2, 0 0 0 円を追加。

1 目総務費国庫補助金では、定額減税補足給付金、新たに住民税非課税となった世帯及び新たに住民税均等割のみ課税となった世帯への給付金に係る財源を措置しております。

1 6 款県支出金、1 項県負担金では、補正前の額から 1 1 8 万円を減額。

2 項県補助金では、補正前の額に 2 2 万 8, 0 0 0 円を追加。

次のページをお願いいたします。

1 8 款寄付金、1 項寄付金では、補正前の額に 3 0 0 万円を追加。

1 9 款繰入金、2 項基金繰入金では、補正前の額に 3, 5 6 7 万 6, 0 0 0 円を追加。

6 目財政調整基金につきましては、歳出に係る一般財源分として繰り入れるものとなります。

2 1 款諸収入、3 項雑入では、補正前の額に 2, 9 0 3 万 8, 0 0 0 円を追加。こちらにつきましては、説明にいきまして、新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例助成金につきましては、新型コロナウイルスワクチンの予防接種に係る財源となっております。

次のページをお願いいたします。

２２款町債、１項町債では、補正前の額に３億１，７００万円を追加。こちらは小学校５校の屋内運動場への空調設備設置及びトイレトラック購入の財源となります。

以上が今回の補正予算の内容でございます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

住民課副課長、笠松由希君。

○住民課副課長（笠松由希）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第４９号について説明させていただきます。

４０ページをお願いいたします。

議案第４９号、令和６年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第１号）。

令和６年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３８５万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１９億５，２８８万５，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和６年６月１３日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第１表 歳入歳出予算補正。

歳入です。

８款国庫支出金といたしまして、新たに３８５万円を措置し、３８５万円と定めています。

以上、歳入合計といたしまして、補正前の額に３８５万円を追加し、１９億５，２８８万５，０００円と定めています。

歳出です。

１款総務費では、補正前の額に３８５万円を追加し、５，５２１万８，０００円と定めています。

以上、歳出合計といたしまして、補正前の額に３８５万円を追加し、１９億５，２８８万５，０００円と定めています。

次のページをお願いいたします。

４２ページから４４ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、１、総括につきまして

は、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

４５、４６ページをお願いいたします。

２、歳入です。

８款国庫支出金、１項国庫補助金、１目総務費国庫補助金へは、新たに３８５万円を措置。社会保障・税番号制度システム整備費等補助金として措置しています。

続きまして、４７、４８ページをお願いいたします。

３、歳出です。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費では、３８５万円を追加。制度改正に伴うシステム改修委託料として、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修委託料を追加しています。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

上下水道課長、谷本誠君。

○上下水道課長（谷本 誠）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第５０号についてご説明させていただきます。

４９ページをお願いいたします。

議案第５０号、令和６年度上富田町水道事業会計補正予算（第１号）。

総則。

第１条、令和６年度上富田町水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第２条、令和６年度上富田町水道事業会計予算第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第１款水道事業費用、既決予定額に８万３，０００円を追加し、計５億３，０６７万７，０００円と定めています。内訳として、第１項営業費用、既決予定額に８万３，０００円を追加し、計４億９，４５９万５，０００円と定めています。

資本的収入及び支出。

第３条、予算第４条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２億７，５５８万２，０００円は、過年度分損益勘定留保資金１億８，６９３万１，０００円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額２，９５５万９，０００円、減債積立金５，９０９万２，０００円で補填するものとする。）に改め、資本的支出の

予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入、既決予定額に1,000万円を追加し、計1億1,330万円と定めています。内訳として、第4項補助金へは新たに1,000万円を措置し、計1,000万円と定めています。

支出。

第2款資本的支出、既決予定額に2,550万円を追加し、計3億8,888万2,000円と定めています。内訳として、第3項有形固定資産、既決予定額に2,550万円を追加し、計2,837万円と定めています。

令和6年6月13日提出、上富田町長奥田誠。

50ページをお願いします。

予算に関する説明書、目次となっております。恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

51ページをお願いします。

令和6年度上富田町水道事業会計補正予算実施計画明細書でございます。

1、収益的収入及び支出。

支出です。

1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費では、既決予定額に8万3,000円を追加し、1億4,623万7,000円と定めています。こちらにつきましては、加圧式給水車購入に伴う諸費用として、車両重量税や自賠責保険料、車両保険料を措置してございます。

2、資本的収入及び支出です。

収入です。

2款資本的収入、4項補助金、1目県費補助金へは、新たに1,000万円を措置し、計1,000万円と定めています。こちらにつきましては、市町村が整備する加圧式給水車について県が補助するものであり、県費補助金として1,000万円を措置しているものでございます。

次に、支出です。

2款資本的支出、3項有形固定資産、1目有形固定資産、既決予定額に2,550万円を追加し、計2,837万円と定めています。こちらにつきましては、加圧ポンプ装置を備えた3トンの給水車1台を購入するため措置しているものでございます。

52ページをお願いします。

令和6年度上富田町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。合計金額

のみご説明させていただきます。

５３ページをお願いします。

令和６年度末時点の予定資金増加額または減少額は、マイナス２億１，６３７万８０２円。これは上記の各キャッシュ・フローの合計額となります。

資金期末残高、７億３，８０６万５，６９４円を予定してございます。

５４ページをお願いします。

令和６年度上富田町水道事業予定貸借対照表でございます。

債権債務に関する項目を除き、税抜きで表示しておりますが、それぞれの合計額のみで説明させていただきます。

まず、資産の部でございます。

１、固定資産。

固定資産合計では、３１億３，６８１万２，９６６円となっております。

２、流動資産。

流動資産合計では、８億５０８万２，１９０円。

資産合計では、３９億４，１８９万５，１５６円を予定しております。

５５ページをお願いします。

負債の部でございます。

３、固定負債合計では、６億４，４５７万９，７５１円。

４、流動負債合計では、９，６３５万２，５８４円。

５、繰延収益では、７億３５万５，８５９円。

負債合計では、１４億４，１２８万８，１９４円となっております。

次に、資本の部でございます。

６、資本金では、１８億１，４３１万４，８６４円。

７、剰余金。

５６ページをお願いします。

剰余金合計では、６億８，６２９万２，０９８円。

資本合計では、２５億６０万６，９６２円。

負債資本合計では、３９億４，１８９万５，１５６円を予定しております。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

振興課長、平尾好孝君。

○振興課長（平尾好孝）

よろしくお願いします。

私のほうからは、議案第51号をご説明申し上げます。

57ページをお願いします。

議案第51号、工事請負契約の締結について。

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。
記。

1、契約の目的。令和6年度 第1号 スポーツセンター等管理事業 上富田スポーツセンター多目的グラウンドAコート人工芝改修工事。

2、契約の方法。公募型プロポーザル方式による契約。

3、契約金額。一金1億2,991万円。

4、契約の相手方。大阪府中央区博労町4丁目6番10号ハニービル株式会社、住ゴム産業、代表取締役羽生篤史。

令和6年6月13日提出、上富田町長奥田誠。

理由として、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるため、本案を提出します。

次のページをお願いします。

参考資料として、建設工事請負の仮契約書を付けております。お目通しをお願いします。

次のページ、59ページをお願いします。その中の一番下段です。

第59条の2、本契約の確定。

この契約は、上富田町の議決があったときに、この契約と同一の条項により、本契約を締結したものとするとさせていただきます。

次のページ、60ページをお願いします。

工事請負契約の概要です。

上富田スポーツセンター多目的グラウンドAコートの人工芝、平成22年に設置したわけではありますが、今回、その老朽化に伴いまして、新たに改修することになっております。

工期としまして、議会の議決日の翌日から令和6年10月31日までとしています。

4番で、今回は公募型のプロポーザル方式としまして、4者が応札しまして、落札者を決定しております。

以上です。ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

総務課長、十河貴子君。

○総務課長（十河貴子）

よろしく願いいたします。

それでは、議案第52号について説明させていただきます。

61ページをお願いいたします。

議案第52号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について。

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することについて、議会の議決を求める。

1、和解の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

2、事件の概要。

令和3年12月4日午前1時50分頃、和歌山県西牟婁郡上富田町朝来、町道南紀ノ台1号線にて、勤務先の単車で走行中、道路上にあった落石に接触し、転倒した際に身体を損傷した。

3、和解の内容。

（1）町は、本件に伴う損害賠償として、全国町村会総合賠償補償保険により保険会社から66万950円を相手方に支払う。

（2）相手方と町の間、本件について、（1）に掲げる損害賠償のほか何ら債権債務がないことを相互に確認する。

令和6年6月13日提出、上富田町長奥田誠。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

以上をもって、提案理由の説明を終わります。

△延 会

○議長（松井孝恵）

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

次回は、6月20日午前9時00分となっていますので、ご参集願います。
ありがとうございました。

延会 午前9時56分